

国会議員または地方公共団体の議会の議員に係る
老齢厚生年金在職支給停止（解除）届

実施機関等
受付年月日

下記のとおり届出します。
※届出する項目（複数に該当する場合にはそれぞれの項目）にチェックを付けて、必要な箇所に記入してください。
※基礎年金番号等が既に印刷されている場合には、内容を確認し、誤りがあれば訂正してください。

議員になったことの届出-①～④のほか、⑤⑥⑧に記入してください。
 期末手当の支給があったことの届出-①～④のほか、⑨⑩に記入してください。
 報酬の額が変更となったことの届出-①～④のほか、⑪⑫に記入してください。
 議員を辞めたことの届出-①～④のほか、⑦⑧に記入してください。

* 基礎年金番号（10桁）で届出する場合は左詰めでご記入ください。

① 個人番号（または基礎年金番号）・年金コード	個人番号（または基礎年金番号）	年金コード
	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 1 1 3 0	
② 生年月日	大正	昭和 X X 1 0 0 2
③ 受給権者の氏名	④ 受給権者の住所	
キョウサイ (氏)	タロウ (名)	〒 102 - 0084 東京都 千代田区 二番町2番地
共済	太郎	

就任・退任	⑤ 就任年月日 (議員となった年月日)	⑥ 報酬月額	⑦ 退任年月日
	平・令 X X 0 4 0 1	300,000 円	平・令
⑧ 議会名称	衆議院・参議院 (〇〇市) 議会		

期末手当	⑨ 支払年月日	⑩ 期末手当支払額
	平・令 X X 0 6 3 0	500,000 円

報酬月額変更	⑪ 報酬変更年月日	⑫ 変更後の報酬月額
	平・令	円

⑤⑥、⑨～⑫について相違ないことを証明します。
令和 年 月 日

住所 _____
 所属議会名称 _____
 証明者 _____
 電話番号 () - () - () _____

地方公共団体コード _____
 共済組合記載欄

年金受給権者が、国会議員または地方議会議員に就任したときは、その翌月から年金の一部の支給が停止になりますが、議員報酬月額等に変更があった場合や期末手当が支払われたときには、届出をしていただく必要があります。必要事項を記入のうえ、所属議会の議長の証明を受けて共済組合に提出してください。
 共済組合に提出していただくことで、他の実施機関（日本年金機構など）にも届出を行ったこととなります。

【個人番号(または基礎年金番号)・年金コード】

受給権者ご自身の個人番号(マイナンバー)または基礎年金番号を記入してください。個人番号(マイナンバー)は通知カード、マイナンバーカードなど(基礎年金番号で届出する場合にあっては年金証書など)により確認し、正確に記入してください。

【生年月日】

元号を○で囲み、生年月日を記入してください。

【年金受給権者氏名】

年金受給権者の氏名及びフリガナを記入してください。

【住所】

現在お住まいの住所を記入してください。

【就任・退任】

議員となった年月日と、所属する議会に応じて、次の額を記入してください。

- ① 国会議員の方は、法律により支給された歳費月額
- ② 地方議会議員の方は、条例により支給された議員報酬の月額
議会名称に○をつけ、地方議会の場合は、議会名称を記入してください。

【期末手当額】

法律又は条例により支給された期末手当の額を記入してください。

- ◎ 法律又は条例により歳費若しくは議員報酬又は期末手当が減額された場合には、減額後の歳費若しくは議員報酬又は期末手当を記入してください。
- ◎ 歳費月額又は議員報酬月額及び期末手当額等については、議会事務局等でご確認ください。

所属する議会において、証明を受けてください。